

9 令和5年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

(大気環境部)

大気汚染防止法第18条の24及び第22条の規定により、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため実施している。

令和5年度の調査結果は表1のとおりであり、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準を達成した。また、環境基準値が設定されていない物質のうち指針値が設定されている11物質についても、全て指針値を下回った。

表1 令和5年度測定結果

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、重金属類は ng/m^3)

対象物質	測定地点の年平均値		環境基準値
	酒田市若浜	大江藤田	
ベンゼン	0.39	0.37	3
トリクロロエチレン	0.052	0.057	130
テトラクロロエチレン	0.039	0.052	200
ジクロロメタン	0.68	13	150
塩化メチル	1.6	1.6	(94)
塩化ビニルモノマー	0.014	0.013	(10)
クロロホルム	0.16	0.18	(18)
1,2-ジクロロエタン	0.16	0.14	(1.6)
1,3-ブタジエン	0.025	0.033	(2.5)
アクリロニトリル	0.015	0.013	(2)
アセトアルデヒド	1.5		(120)
水銀及びその化合物	1.5		(40)
ニッケル化合物	0.77		(25)
ヒ素及びその化合物	0.89		(6)
マンガン及びその化合物	6.9		(140)

注) 基準値の()は指針値を示す。



図1 重金属類の試料採取装置(ハイポリウムエアサンプラー)

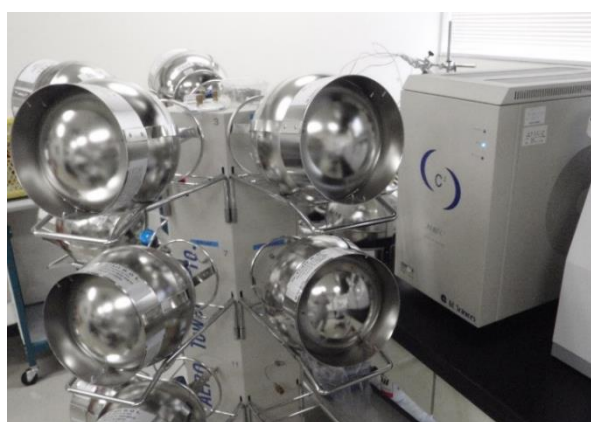


図2 揮発性有機化合物(VOC類)の分析装置(キャニスター濃縮導入装置(左)とガスクロマトグラフ質量分析装置(右))